

○交通事故発生時における交通流の早期回復について

平成元年 2 月 28 日

岩 交 通 発 第 20 号

岩 警 務 発 第 13 号

岩 防 犯 発 第 28 号

岩 手 県 警 察 本 部 長

通達の概要

この通達は、交通事故発生時において、早期に円滑な交通流を回復するために必要な警察措置を細部にわたって定めたもの。